平成２８年（フ）第３７号
熊本県八代郡氷川町若洲64番地
債務者　肥高　弘幸
1　決定年月日時　平成28年８月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月19日まで
熊本地方裁判所八代支部

平成２８年（フ）第９４号
長野市若里１丁目35番７号
債務者　永島　拓也
1　決定年月日時　平成28年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月21日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１９９号
岐阜市岩地２丁目16番14号（レオパレスＥＬＦ　103号室）
債務者　杉浦　紀子
1　決定年月日時　平成28年８月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月21日まで
岐阜地方裁判所

平成２８年（フ）第５７４号
神戸市垂水区舞子台３丁目16番13―303号
債務者　大西　　豪
1　決定年月日時　平成28年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月21日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第３３１号
広島市西区南観音４丁目５番14号
債務者　中園由起子
1　決定年月日時　平成28年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月21日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第４２１号
広島市安佐南区東原１丁目９番57―201号Ｂ棟
債務者　川崎　聖也
1　決定年月日時　平成28年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月21日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第８８号
東京都目黒区大橋２丁目19番１号　コーポめぐろ、前住所山形県尾花沢市中町３番21号
債務者　沼澤　　泉
1　決定年月日時　平成28年８月22日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月11日まで
山形地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１０６号
山形市北山形２丁目２番17号　松本アパート１号
債務者　髙橋　俊晴
1　決定年月日時　平成28年８月22日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月11日まで
山形地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１２７号
山形県上山市石崎１丁目８番19号
債務者　門脇　美雪
1　決定年月日時　平成28年８月22日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月11日まで
山形地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１３０号
山形市陣場１丁目１番３号　レオパレス陣場104号、前住所山形市大字志戸田1334番地
債務者　細谷　昌弘
1　決定年月日時　平成28年８月22日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月11日まで
山形地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１８１号
函館市花園町35番２―502号
債務者　杉山　喜久
1　決定年月日時　平成28年８月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月12日まで
函館地方裁判所

平成２８年（フ）第１８２号
函館市美原３丁目42番７号
債務者　木村　　稔（旧姓米谷）
1　決定年月日時　平成28年８月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月12日まで
函館地方裁判所

平成２８年（フ）第１８４号
函館市昭和３丁目29番11号　コーポ大國Ｎｏ．２　１―５
債務者　荷宮　　健
1　決定年月日時　平成28年８月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月12日まで
函館地方裁判所

平成２８年（フ）第２２１号
愛知県岡崎市舞木町字狐山６番地４　市営山中荘　２―403
債務者　尾前　克美
1　決定年月日時　平成28年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月12日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２８年（フ）第３１３９号
大阪市西淀川区出来島３丁目２番３―508号
債務者　河辺美佐江
1　決定年月日時　平成28年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３２１５号
大阪府東大阪市三ノ瀬１丁目９番３号　305号
債務者　岡田千代子こと　金　　福子
1　決定年月日時　平成28年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３３０７号
大阪市大正区泉尾７丁目13―２―1106、住民票上の住所大阪市大正区泉尾５丁目８番６号
債務者　富村　尚志
1　決定年月日時　平成28年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部